

社会福祉法人大原野福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大原野福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行上に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | | |
|-----|--------|----|
| (1) | 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) | 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) | 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額及び支給の方法は、今後常勤の理事を設置する時点で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、理事会等会議、監事監査等、評議員会への出席他、法人・施設業務のための出勤等回数にかかわらず年間1万円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、毎年度定時評議員会終了後1か月以内に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じるときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。